



松本市の適正な水道料金等の在り方について

答申案について





1 はじめに

松本市水道事業も、全国の水道事業と同様、今後、多くの施設や管路が更新時期を迎え、それらの更新や耐震化に多額の費用が必要となる一方で、人口減少や節水機器の普及等に伴う水需要の減少により、水道料金収入も減少傾向にあり、経営環境は厳しさを増しています。また、地震や台風等の自然災害も近年多発しており、その対策として、施設等の更新・耐震化を着実にを行う必要があります。

これらの課題に対応すべく、水道事業の基本理念や目標等を設定した「第2期松本市水道ビジョン」の策定（令和2年度）や経営の基本計画である「松本市水道事業経営戦略」の見直し（令和4年度）などを行い、水道の恩恵が将来にわたって享受できるよう水道事業運営に取り組んでいます。





また、これまでに様々な経営努力等に取り組み、消費税及び地方消費税の引上げに伴う水道料金の改定を除くと、昭和63年度以降現在までの36年間、値上げの改定を行わず、むしろ、経営状況に合わせ、その間に2度の値下げの改定を行っています。

この結果、昭和63年と令和6年を比較すると、消費者物価全体では、27.6%上昇していますが、本市の水道料金については、0.7%（一般家庭で1か月当たり20m³使用した場合）の上昇にとどまっています。

しかし、最近では、エネルギー価格を始め、急激な物価高騰等の影響により、事業経費が大きく増加しています。

全国的にも同様の状況であるため、近年、多くの水道事業者が水道料金を改定し、値上げをしています。

本審議会では、上述した状況を踏まえて、将来を見据えた持続可能な本市の水道事業の実現に向け、健全な財政運営の確保に必要な料金水準及び料金体系を検討するため、松本市の適正な水道料金等の在り方について多角的な視点から慎重に審議を行い、その結果について次のとおり答申します。





2 答申内容

(1) 料金体系

現行どおり、基本料金と従量料金から構成される「二部料金制」とする。基本料金は口径別料金体系（基本水量無し）、従量料金は均一料金制（小口径は区画別逦増料金制）とする。

(2) 料金算定期間

令和8（2026）年度から令和11（2029）年度までの4年間とする。

(3) 料金平均改定率

20.11%引き上げることが妥当である。

(4) 改定時期

令和8（2026）年4月1日とすることが妥当である。





3 答申経過

(1) 料金改定の必要性

水道事業は、独立採算の原則により、水道料金を事業費用に充て、事業運営を行う必要がありますが、水道施設や管路の更新、耐震化に多額の費用が必要となることや水需要の減少に伴う給水収益の減少によって、経営環境は厳しさを増すことが予想されます。

今後の財政収支の見通しは、資金残高が大幅に減少し、最低限必要な資金が確保できなくなることから、事業の継続が困難となる見込みです。

このような状況の中、健全な水道事業運営を継続し、将来にわたって水道の恩恵が享受できるように、安定的な事業運営に必要な財源を確保するため、料金改定が必要となっています。





(2) 料金改定時期

今後10年間の本市水道事業の財政状況を推計した令和6年度中期財政計画では、令和7年度収益的収支に損失が発生し、その後も継続的に赤字が続く見込みとなっています。

料金改定を行わない場合、令和11年度に内部留保資金がなくなり、水道事業運営の継続が困難となる見込みです。

給水収益確保に向け、水道料金を改定するにあたっては、水道利用者への周知を行い、十分理解していただく期間が必要であることから、料金改定の時期を令和8年4月1日とすることが妥当であると判断しました。





(3) 料金改定率

水道料金負担の期間的公平性と安定性から、料金算定期間は、令和8（2026）年度から令和11（2029）年度までの4年間とすることが妥当であると判断しました。

水道施設の計画的な更新等の原資として内部留保すべき資産維持費は、本市における今後の更新需要の見込みと将来世代の負担を考慮し、対象資産（将来的に維持すべきと判断される償却資産）の1%を計上すること、また、水道料金に求められる「適正な原価」を算出するため、財政計画から営業費用及び支払利息を計上するとともに、資産維持費を合わせた総括原価（料金水準）を算定し、水道料金を平均20.11%引き上げることが妥当であると判断しました。





(4) 料金体系

水道水の供給体制維持のため、使用水量の有無に関係なく、固定的にかかる経費として負担してもらう基本料金と、使用した水量に応じて必要となる経費を負担してもらう従量料金から構成される現行の「二部料金制」が妥当であると判断しました。

基本料金は、負担の公平性から、メーター口径に応じて原価を配賦し、料金を設定する現行の口径別料金体系とすること、また、基本料金に基本水量を設けないことが妥当であると判断しました。

従量料金は、個別原価主義の立場から、1 m³当たりの単価を均一とすべきではありますが、現行において、小口径については、生活用水に配慮して、区画別逦増料金制としていることを踏まえ、引き続き、生活用水に配慮した均一料金制とすることが妥当であると判断しました。





(5) 総括原価の配分

水道料金算定要領に示された複数の配分割合に基づき、総括原価の約9割を占める固定費の配分を算定したところ、いずれの配分方法でも、現行と比べ、基本料金の費用回収割合が増え、従量料金の割合が減少することとなったため、水道使用者への影響を考慮し、現行に最も近い割合となる配分方法を選択することが妥当と判断しました。

この結果、基本料金による回収額は増えましたが、従量料金による回収額は現行とほとんど変わらなかったことから、生活用水に配慮した従量料金は据え置くこととし、基本料金によって引上げ分の費用を回収することとしました。なお、口径による公平性を考慮し、各口径の基本料金改定率は、ほぼ同率とすることが妥当と判断しました。

※水道料金算定要領：地方公営企業法に沿った水道料金算定基準を明らかにしたもので公益社団法人日本水道協会が作成しています。





4 附帯意見

(1) 水道料金の定期的な検証

消費税及び地方消費税の引上げに伴う改定を除き、本市の水道料金は、36年もの間、値上げの改定を行ってきていません。

この間、事業経営に努力し、水道料金を据え置いてきたことは評価に値します。今後も、水道DXへの取組みや施設規模の適正化など、経営努力をさらに重ね、経費削減に努めることが求められます。

ただし、長期にわたる料金の据置きが、改定率の大幅な上昇を招く場合もあります。

今後は、社会経済情勢を踏まえながら、将来世代に負担を先送りすることなく、永続的に健全な運営ができるよう原則として4年ごとに料金の見直しを行うことを提言します。





(2) 周知の方法

市民のほとんどが水道使用者であり、料金改定は、日常生活に影響する重要な情報といえます。

そのため、できる限り全ての水道使用者へ周知できるように広報誌やSNSなどを用いて広く情報発信できる方法を検討されることを提言します。

また、料金改定が必要な理由などについても、市民の理解が得られるように、わかりやすく、丁寧に情報提供されることを併せて提言します。





(3) 料金体系について

水道事業を継続するためには、安定した給水収益が必要です。今回の料金改定は、総括原価を算定した結果、水道料金を引き上げるものです。

なお、水道料金算定要領の配分方法により、総括原価の多くを占める固定費については、基本料金による費用回収割合が現行よりも増えることとなり、基本料金を引き上げることになりますが、結果として安定した収入確保に資するものと考えます。

今後も料金改定にあたっては、生活用水の低廉化という料金設定の目的などを勘案するとともに、本市にふさわしい料金の在り方について、継続的に検討されることを提言します。





(4) 公衆浴場の従量単価

公衆浴場の入浴料金は、物価統制令により上限が定められているため、料金改定は容易に行えないこと等に配慮して、従量料金1 m³当たりの単価を50円（税抜）均一としています。

しかし、近年、エネルギー価格を始めとする物価高騰などの影響により、公衆浴場は、厳しい経営状況となっています。

また、本市の公衆浴場が有収水量全体に対して占める割合は、約0.01%、料金収入全体では約0.05%と、水道事業経営に与える影響も小さいことから、できる限り負担が増えないよう引き続き配慮すべきと考えます。

(5) その他

臨時給水及び共用給水装置の従量料金単価については、使用実績がほとんどないことから、今回の料金改定は見送ることとします。





5 おわりに

水道事業は、市民生活や経済活動に必要なライフラインとして、安全・安心そして安定した水道水の供給が求められています。

今後も、市民の信頼を得られるよう、将来にわたり持続可能な水道事業経営に努めていただきたいと思います。

また、この答申で示した「松本市の適正な水道料金等の在り方」が、松本市水道事業の今後の健全な運営の継続に寄与し、**安全安心でおいしい水道水**を次世代に引き継ぐことができることを期待します。





【審議経過】

当審議会では、中期財政計画や予算・決算、中核市及び県内各市の状況など、本市の水道事業を取り巻く諸情勢を総合的に勘案し、慎重に検討しました。

【平成30年度～令和5年度】

開催年度・回数	主な議題
平成30年度 1回	審議会の目的・組織構成、上下水道事業の概要など
令和 元年度 2回	平成30年度決算・令和元年度中期財政計画の概要、上下水道施設の視察など
令和 2年度 3回	第2期松本市水道ビジョン案、令和元年度決算・令和3年度予算の概要など
令和 3年度 1回	令和2年度決算・令和3年度中期財政計画の概要、DX推進事業など
令和 4年度 2回	令和4年度予算・5年度予算、経営戦略の改定、水道事業会計の現状と課題など
令和 5年度 3回	水道事業の経営状況、経営比較分析、令和5年度中期財政計画など

《令和6年6月3日付の諮問以降》

【令和6年度】

開催日	審議の概要
第1回 令和6年 6月 3日	諮問「松本市の適正な水道料金等の在り方について」
第2回 令和6年 8月29日	水道料金体系について
第3回 令和6年10月18日	適正な水道料金の設定について
第4回 令和6年12月17日	答申案の検討
第5回 令和7年 2月13日	答申案の審議

令和6年度 松本市上下水道事業経営審議会委員

氏名	所属・役職	備考
会長 山沖 義和	信州大学名誉教授	財政、金融、経済の有識者
委員 山口 正雄	関東信越税理士会松本支部 税理士	経営、会計の有識者
委員 柳澤 勝久	長野県経営者協会中信支部 副支部長	大口使用者の視点
委員 小林 磨史	松本旅料飲食団体協議会 顧問	大口使用者の視点
委員 岩垂 学	松本商工会議所 総務部長	上記に含まれない使用者の視点
委員 猪股 やよい	松本市女性団体連絡協議会 副会長	女性の視点
委員 村山 修	松本市社会福祉協議会 常務理事兼事務局長	地域福祉を推進する視点
委員 小林 弘也	松本市町会連合会 副会長	地域福祉を推進する視点
委員 藤井 佳子	市民公募	一般使用者の視点

(順不同、敬称略)





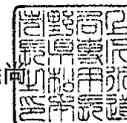
松水総第47号

令和6年6月3日

松本市上下水道事業経営審議会

会長 山沖 義和 様

松本市長 臥雲 義尚



諮 問 書

松本市上下水道事業経営審議会条例第2条第1項の規定に基づき、次の事項について貴審議会の意見を求める。

1 諮問事項

松本市の適正な水道料金等の在り方について

2 諮問の趣旨

松本市水道事業は、今後、多くの施設や管路が更新時期を迎え、それらの更新に多額の資金が必要となる一方で、人口減少や節水機器の普及等に伴う水需要の減少により、水道料金収入も減少傾向にあり、経営環境は厳しさを増しています。また、地震や台風等の自然災害も近年多発しており、その対策として、施設等の更新・耐震化を着実にを行う必要があります。

これらの課題に対応すべく、水道事業の基本理念や目標、必要な施策、事業等を設定した「第2期松本市水道ビジョン」を令和2年度に策定し、将来にわたり健全な事業経営を継続できるように取り組んでいます。

本ビジョンで掲げた3つの基本目標「安全でおいしい水の供給」「強靱な水道施設の構築」「安定した事業経営の持続」の実現に向け、松本市水道事業の健全な財政運営の確保に必要な料金水準及び料金体系を検討するため、松本市の適正な水道料金等の在り方について、多角的な視点からご審議いただきたく諮問するものです。

